(n)「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。
(o)「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。
(p)「ＩＣＳＩＤ追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。
(q)「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。
(r)「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。
(s)「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。
(t)「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、二千十年に改正された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

**第二条**　内国民待遇

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

**第三条**　最恵国待遇

1　一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　この条に規定する待遇には、国際協定又は締約国と第三国の投資家若しくはその投資財産であって当該締約国の領域にある企業であるものとの間の書面による合意に規定する定義及び国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

3　1の規定は、一方の締約国が、この協定の効力発生の日の前に効力を有していた二国間又は多数国間の国際協定に基づく待遇に伴う利益を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

4　1の規定は、一方の締約国が、現行の又は将来における関税同盟、経済同盟若しくは通貨同盟、自由貿易地域又はこれらに類する事項を内容とする国際協定であって、当該一方の締約国が当事国であるもの又は将来当事国となるものに基づいて与える特恵的な待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

**第四条**　一般的待遇

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

**第五条**　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

**第六条**　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの一方の締約国も、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資財産又は投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。
(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
(b)　自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。
(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
(e)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。
(f)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
(g)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は企業に移転すること（貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われるものを除く。）。
(h)　当該投資家と自国の領域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。
(i)　当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額
(ii)　当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間
注釈　この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。
(i)　自国の領域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
(j)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
(k)　自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
(l)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資財産又は投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項の要求に従うことを求めることを1の規定により妨げられるものではない。
(a)　1(a)から(e)までに規定する事項以外の事項
(b)　自国の領域において生産拠点を設け、サービスを提供し、若しくは取得し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うこと。
(c)　1(a)及び(b)に規定する事項。ただし、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要な物品の内容に関し、輸入締約国が要件を課する場合に限る。

3　1(g)及び(h)の規定は、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(g)及び(h)に規定する事項の要求を課する場合又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用されない。

4　この条の規定は、締約国が約束、履行若しくは要求を課していない場合又はそれらを求めていない場合において、私人間における約束、履行若しくは要求を強制することを妨げるものではない。

**第七条**　経営幹部及び取締役会

1　いずれの一方の締約国も、自国の企業であって他方の締約国の投資家の投資財産であるものに対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部又は上級役員に任命することを要求することができない。

2　1の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国は、自国の企業であって他方の締約国の投資家の投資財産であるものに対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数又はこれを下回る数が特定の国籍を有すること又は当該一方の締約国の領域内の居住者であることを要求することができる。ただし、次の(a)及び(b)の条件が満たされる場合に限る。
(a)　その要求によって求められる当該投資家の能力が実質的に妨げられないこと。
(b)　その要求によって求められる当該取締役会又は委員会の構成員の国籍が当該他方の締約国と外交関係を有していない第三国のものでないこと。

**第八条**　適合しない措置

1　第二条、第三条及び前二条の規定は、次のものについては、適用しない。
(a)　締約国の中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Ⅰの締約国の表に記載するもの
(b)　締約国の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置
(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新
(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（この協定の効力発生の日における当該措置と第二条、第三条及び前二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第二条、第三条及び前二条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。